



社協シンボルマーク
「社協」は社会福祉協議会の略称です

ふだんの くらしの しあわせ

2020. 9.1

No.86

(年4回発行)

区社協だより

多摩



この広報紙は一部共同募金の
配分金で発行されています。

令和2年度

年末たすけあい運動 「慰問金」申請について(お知らせ)



毎年12月1日から31日までご協力いただいております「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金や、多摩区社会福祉協議会の実施する福祉事業に活用しております。年末慰問金は、「年末たすけあい運動『慰問金』交付申請書」で申請していただき、「年末たすけあい運動配分委員会」で交付を決定します。

例年はお住まいの地区を担当する民生委員が直接訪問してお配りしていましたが、今年は新型コロナウイルス感染予防のため、12月下旬に現金書留にてお配りいたします。

また、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない等の理由で交付できない場合もございますので、ご了承ください。

慰問金対象世帯

多摩区内で在宅で生活されている方で、次に該当する方がいる世帯

- 1 身体障害者手帳1級又は2級の方【身体障害者手帳の写し】
- 2 療育手帳Aの方【療育手帳の写し】
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方【精神障害者保健福祉手帳の写し】
- 4 介護保険による要介護認定が4又は5の方【介護保険証の写し】

注1：福祉施設等で生活されている方は、対象外となります。

注2：令和2年10月1日から11月2日までの申請期間中、上記の1から4の要件に該当する方がいる世帯の方が申請ができます。

注3：年末慰問金は、世帯に対して配分します。(同一の世帯に対象の方が複数いる場合や、対象となる要件に複数該当する場合でも、1世帯当たり1件の申請となります。)

申請について

申請期間は、

令和2年10月1日(木)から11月2日(月)までです。

申請書に必要事項をご記入の上、添付書類と併せて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和2年11月2日(月)(消印有効)までにご提出ください。申請期間終了後の申請につきましてはお受けできません。

申請の際の添付書類につきましては、**現住所・氏名・等級又は認定内容**が分かる部分をコピーして添付してください。

申請書及び返送用封筒(切手代は申請者負担)は、9月18日(金)以降に、多摩区社会福祉協議会、多摩区役所保健福祉センター(1階・7階・8階・9階)、生田出張所、行政サービスコーナー、区内地域包括支援センター、区内障害者相談支援センター、多摩老人福祉センター、区内地域活動支援センター及び区内老人いこいの家に配置します。

昨年度に年末慰問金が交付された世帯には、個別に郵送にてお届けいたします。

※民生委員児童委員からの配布はございません。

慰問金の金額の目安について

慰問金額は、今年度の年末たすけあい運動の募金額によって変わり、「年末たすけあい運動配分委員会」で決定いたします。

～申請先及びお問い合わせ先～

川崎市多摩区社会福祉協議会

〒214-0014 川崎市多摩区登戸1891

第3井出ビル3階 福祉パルたま内

電話 044(935)5500 FAX 044(911)8119

申請から交付までの流れ

① 9月18日以降

申請書を受取り、必要事項を記入してください。

② 10月1日～11月2日

申請書に必要事項をご記入の上、添付書類と併せて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和2年11月2日(月)(消印有効)までにご提出ください。

③ 12月下旬ごろ

「年末たすけあい運動配分委員会」で審査し、慰問金をお届けいたします。

※ご不在等で連絡がつかない場合には、慰問金をお渡しできないことがありますので、ご承知ください。
※なお、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない場合もございますので、ご了承ください。

令和元年度 事業報告

令和元年度は、令和2年4月の法人合併に向けた、合併契約や、組織の見直し、規程や要綱の整備などの取り組みを行いました。

川崎市社会福祉協議会との法人合併については、令和元年7月1日、合併の契約を締結し、12月には川崎市より認可申請の許可を受け、令和2年1月に合併についての公告など滞りなく準備をすすめてまいりました。

また、台風19号に関しては多摩区においても被害がありましたが、被害地域の住民同士の互助により、外部からのボランティアを待たずに対応できた地域もあり、日頃からの地域のつながりの強化や、お互いを思い合う心を育成するための取り組みの成果ではないかと考えます。

多摩区社会福祉協議会でも、川崎市社会福祉協議会が設置した川崎市災害ボランティアセンターに、人員の派遣や車輛の提供を行うなど、災害対応を行いました。

なお、2月下旬から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役員会の他、種別会議、委員会の延期、老人いこいの家や多摩老人福祉センターでの主催事業等の中止などの対策をとりました。

生活福祉資金貸付業務については、3月25日から新型コロナウイルス感染症に関する緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付の受付業務を開始し、3月末までに174件の電話による問合せと、63件の面接の対応を行いました。

●**行動計画1「住民が主体の地域づくり」**では、ボランティア情報誌「たまぼら」の取材で、シリーズ化したボランティア受入施設の「訪問記」を継続して掲載し、読みやすい紙面づくりをいたしました。

また、好評であった「おいしいコーヒーの淹れ方講座」も継続して開催し、受講生のその後の施設や地域カフェでのボランティア活動につながりました。

●**行動計画2「支援を必要とする人が的確な支援につながる仕組みづくり」**では、地域福祉サービスの充実強化として、平成18年度から指定管理者として運営してきた老人いこいの家と、新たに指定管理事業者となった多摩老人福祉センターの適正な管理・運

営に努め、高齢者の健康、生きがいづくりの事業を実施しました。

●**行動計画3「住民本位の福祉サービスの提供」**としては、これまでの有償運送による移送サービスについて、令和2年度からは無償での福祉車両の貸出事業に移行することといたしました。これまでの利用者に対しては新事業の案内とともに、他事業者の紹介など情報提供を行いました。

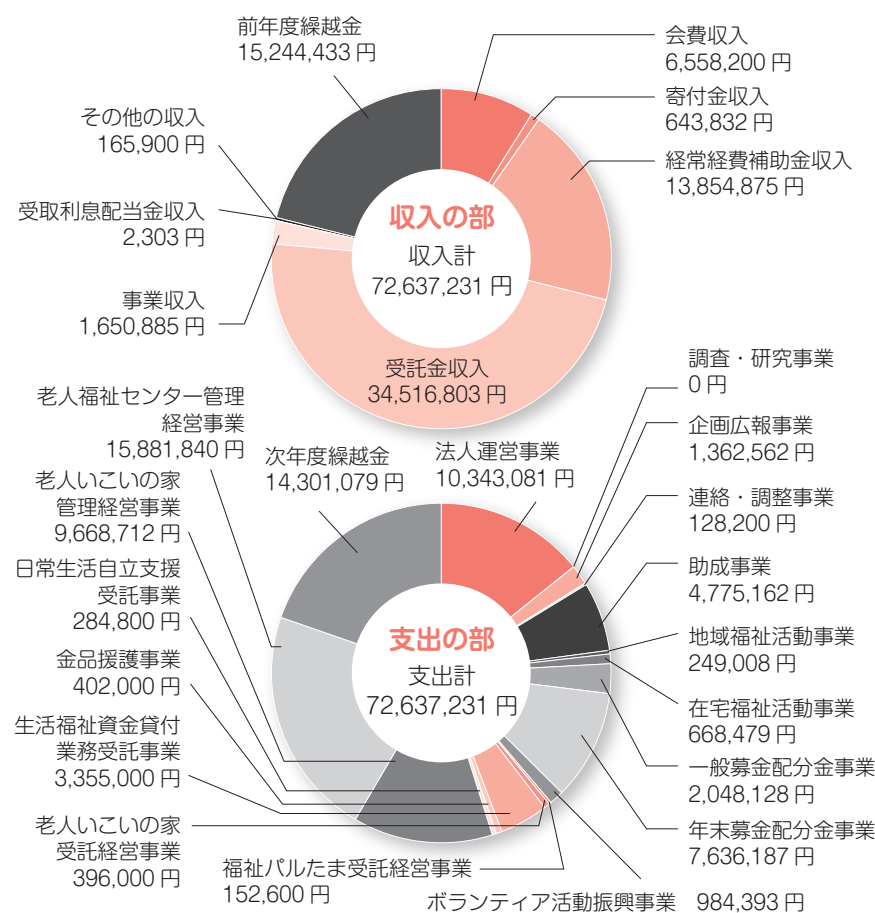
●**行動計画4「連携の取れた施策・活動の推進」**では、東生田小学校で実施された総合防災訓練において、災害ボランティアセンターの周知・啓発を目的としたブースを開設し、災害ボランティアセンターの認知度についても調査を行いました。

令和元年度資金収支決算報告

(自) 平成31年4月1日 (至) 令和2年3月31日

財産目録

令和2年3月31日現在



※収入の部は各勘定科目、支出の部は事業ごとのサービス区分で総額を表記しています。

I 資産の部

1 流動資産

現金預金	18,153,385
事業未収金	553,456
貯蔵品	101,855
立替金	0
前払金	15,785
仮払金	0
流動資産合計	18,824,481

2 固定資産

(1) 基本財産	
定期預金	3,000,000
基本財産合計	3,000,000
(2) その他の固定資産	
車輛運搬具	869,140
器具及び備品	38,893
長期預け金	0
緊急時対応積立資産	16,767,049
車輛購入積立資産	3,921,180
差入保証金	15,000
その他の固定資産	11,660
その他の固定資産合計	21,622,922
固定資産合計	24,622,922
資産合計	43,447,403

II 負債の部

1 流動負債

事業未払金	2,709,092
預り金	1,814,310
前受金	0
流動負債合計	4,523,402
固定負債合計	0
負債合計	4,523,402
差引純資産	38,924,001



令和2年度 事業計画



川崎市社協と7つの区社協の合併により、今後は川崎市社協が目指す、「地域共生社会の実現」、「地域包括ケアシステムの構築」、「地域防災力の強化」に支部社協として取り組んでいきます。

重点事業

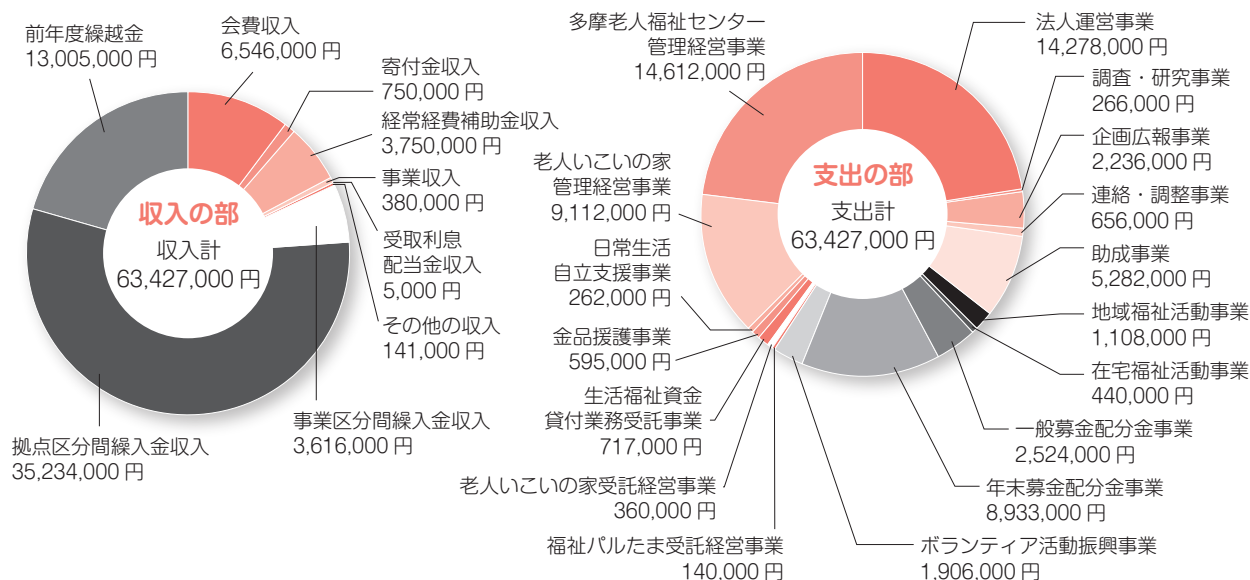
- ボランティア活動の振興（基本目標1－行動計画1－2）**
多摩区ボランティアセンター運営委員会による各種ボランティア講座やボランティア相談会を開催し、多摩区のボランティア活動を推進します。
- 災害支援ボランティア活動の推進（基本目標1－行動計画2－2）**
災害ボランティアセンターの知名度が低い現状から、多摩区で行われる防災訓練や地域の災害に関する研修会を通して、社協が担う災害ボランティアセンターの役割と機能についてより一層の周知に努めます。
- 情報提供の充実（基本目標2－行動計画3－1）**
区社協事業の周知のため、町会・自治会の協力を得て継続して広報紙を発行するとともに、多世代に様々な福祉情報の発信ができるよう、ITを活用した情報提供の充実を図ります。また、福祉パルたまの移転により、利便性を向上し利用者の拡大を図ります。
- 安定的に持続した組織・基盤づくり（基本目標2－行動計画4－3）**
第4期地域福祉活動計画期間の中間年として、前半に取り組んできた事業を検証し、今後3年間の地域福祉活動計画の実施内容を見直します。また、川崎市社会福祉協議会との合併により、地域福祉の一層の推進を図っていきます。

事業計画の内容（一部抜粋）

- 多摩区社会福祉協議会運営事業**
- 調査・研究事業**
・第4期地域福祉活動計画の中間見直し
・合併に伴う事業の見直しと整理
- 企画・広報事業**
・広報紙「区社協だより多摩」の発行
・ホームページの運営
- 地域福祉活動事業**
・地区社協活動の支援
・車椅子の貸出
- 団体等助成事業**
- 共同募金事業**
- 福祉パル管理運営事業**
・福祉パルたまの移転の実施
・情報コーナーを活用したチラシ等の配架とポスター等の掲示
- 生活福祉資金貸付事業**
- ボランティア活動振興事業**
・ボランティア情報誌「たまぼら」の発行と区社協ホームページの活用によるボランティア情報の発信
・福祉教育の推進
・福祉教育に関する相談支援
・福祉教育用福祉用具の貸し出し
- 日常生活自立支援事業**
- 老人いこいの家運営事業**
- 多摩老人福祉センター運営事業**
- 公益事業**
・川崎市高齢者フリーパスの販売
- 災害活動関連事業**
・総合防災訓練等での災害ボランティアセンターの周知活動
- 団体事務**
- その他**

令和2年度資金収支予算

(自) 令和2年4月1日 (至) 令和3年3月31日



※収入の部は各勘定科目、支出の部は事業ごとのサービス区分で総額を表記しています。

地域福祉貢献事業起業助成金について

多摩区社会福祉協議会では、
多摩区内において福祉(ふ)だんの(く)らしの(し)あわせ)を目指した活動をする
団体を支援することを通し、よりよい地域づくりを実現するため、
助成金事業をいたします。

1 助成の対象

多摩区内でこれから地域福祉に関する活動をする団体(している団体)で次の各項目を満たす事業。(1団体等1回の
み。同一法人・団体、グループからの重複申請不可)

- ①自発的な事業で公益性が高く、広く区民に利用や参加の機会が設けられていること。
- ②事業の内容・実施方法が具体的であること。
- ③他の団体・グループへの広がりや事業の継続性に期待がもてること。
- ④事業実施前で、申請年度から翌年度内までに実施することが明示されていること。(ただし、申請時に、事業開始後1年未満であれば可。)
- ⑤行政や第三者からの委託事業ではないこと。
- ⑥宗教活動、政治的活動、営利を目的とした事業ではないこと。

いこと。

- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)に規定する暴力団や、暴力団員が関与する事業ではないこと。

2 助成金額 50,000円(上限)

3 申請期間 令和2年10月1日から令和2年11月2日
(当日消印有効)

4 申請方法 所定の申込書
(本会ホームページよりダウンロード)による申込

5 お問い合わせ先

川崎市多摩区社会福祉協議会 地域課
☎044-935-5500 FAX044-911-8119



10月1日から

赤い羽根共同募金が はじまります。

～赤い羽根共同募金運動にご協力をお願いします！～

赤い羽根共同募金運動は、10月1日から12月31日まで全国一斉に行われる募金活動です。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会的に深刻な状況が続いているところですが、「つながりをたやさない社会づくり」をテーマとして地域福祉の推進に向けて10月1日から3月31日までに期間を拡大して実施をいたします。誰もが住みよい地域づくりのためにも、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。(社会福祉法人神奈川県共同募金会川崎市多摩区支会は、多摩区社会福祉協議会内で事務を行っています。)

令和元年度の募金のつかいみち

昨年度、多摩区におきましてご協力いただきました募金は、赤い羽根募金12,795,195円、年末たすけあい募金7,680,444円、総額20,475,639円でした。

このうち、11,092,597円は神奈川県下の福祉のために使われ(広域計画分)、7,680,444円は多摩区内の福祉に役立てられています(地域計画分)。

ご協力ありがとうございました。

賛助会員大募集！

～多摩区の豊かな福祉のまちづくりに、
是非ご協力をお願いいたします～

賛助会員とは

多摩区社会福祉協議会と多摩区内5つの地区社会福祉協議会(登戸、菅、中野島、稲田、生田)が進める地域福祉活動の趣旨にご賛同いただき、年額1,000円以上の賛助会費を納めていただくことで財源的な支援をしていただける会員のことです。

多摩区社会福祉協議会では、本年度も7月を中心に賛助会員の募集を行います。おひとりでも多くの皆様に賛助会員へご加入いただき、一緒に『豊かな福祉のまちづくり』に参加いただきますようお願い申し上げます。

◎新たに賛助会員になるには…多摩区社会福祉協議会 地域課へお問い合わせください。

令和元年度の賛助会費のお礼とご報告

賛助会費総額 5,346,000円

多摩区の地域福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。賛助会費は、多摩区での様々な地域福祉活動に活用させていただきました。

ご寄付のお礼

～多摩区の地域福祉の増進にご協力いただき、誠にありがとうございます～
皆様から頂戴した寄付金品は、多摩区内で活動するボランティア団体や福祉施設への支援に活用させていただきました。

寄付者一覧【令和2年2月1日～令和2年7月31日】

(順不同・敬称略)

●寄付金(計4件/248,182円)

- ・神奈川県立百合丘高等学校
- ・蓑田 眞幸
- ・名和 泰三
- ・川崎国際生田緑地ゴルフ場
- ・中野島多摩川自治会
- ・育成会

●寄付品

- ・スコレ家庭教育振興協会 雑巾
- ・匿名 マスク

福祉パルたま・老人いこいの家・老人福祉センター利用制限のご案内

福祉パルたま、老人いこいの家及び老人福祉センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用の一部を制限させていただいております。今後の状況により制限の内容や期間が変更となる可能性がございますので、詳細は下記連絡先までお問い合わせください。みなさまには大変なご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

〈問合せ先 福祉パルたま・老人いこいの家: ☎044-935-5500 / 老人福祉センター: ☎044-935-2941〉